

1	第1 甲の罪責
2	1 新薬開発部の部屋に入り、新薬の書類を甲のかばん
3	に入れた行為について
4	(1) 甲は財務部経理課に所属が変わった後に、新薬の
5	書類を手に入れ、乙に渡す目的で新薬開発部の部屋
6	に入っている。A社各部は、A社の本社ビルにおいて、
7	互いに他の部から独立した部屋で業務を行っている。
8	よって、各々の部屋が独立して各部の部長が「看守す
9	る」「建造物」と評価でき、甲は後任の新薬開発部長
10	の意思に反して「正当な理由がないのに」新薬開発部
11	の部屋に「侵入」したとして建造物侵入罪が成立する
12	(130条前段)。
13	(2) 次に、甲は暗証番号を入力して金庫を開け、新薬
14	の書類10枚を取り出して甲のかばんに入れている。
15	甲は12月3日まで新薬開発部長であり、新薬の書類
16	のある金庫の暗証番号も知っていた。そこで、「自己
17	の占有する他人の物」として横領罪(252条又は253
18	条)の成否を検討するべきか、それとも「他人の財物
19	を窃取」したとして窃盗罪(235条)の成否を検討する
20	べきかが問題となる。
21	横領罪における「占有」とは、同罪が信頼を破って
22	個別の所有権を侵害する罪であることから、濫用のお
23	それのある支配力(法律上の占有)のことをいう。甲は

1	<p>金庫の暗証番号を知っているものの、3日の段階で後任の部長に暗証番号を教えている。そして、本件行為は甲が新薬開発部長でなくなって12日も経過した12月15日に行なわれている。以上からすれば、甲は新薬の書類について濫用のおそれのある支配力を有しているとは評価できない。よって、以下、窃盗罪の成否を検討する。</p>
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	<p>(3) 甲が金庫から取り出した新薬の書類(A3サイズのもの)10枚は、乙が300万円を支払うほどの経済的価値のある「財物」である。そして、甲は新薬の書類をA3サイズの書類が入る大きさの甲のかばんに入れており、これによって後任の部長の意思に反して占有を移転したと評価できる。よって、「窃取した」といえる。</p>
9	
10	
11	
12	
13	
14	<p>(4) 甲は新薬の書類を乙に渡すことで300万円を手に入れるとともに乙の勤務する会社に転職もしたいと思っていたのであるから、権利者排除意思も利用意思も認められるため、不法領得の意思は認められる。また、故意も認められる。</p>
15	
16	
17	
18	
19	
20	<p>(5) よって、甲には新薬の書類10枚の窃盗罪が成立する。これは後述のように乙と共同正犯となる(60条)。</p>
21	
22	<p>2 C所有のかばんを取り上げ、Cに傷害を負わせた行為について</p>
23	
23	<p>(1) 甲はC所有のかばんの持ち手を手でつかんで引っ</p>

1	張ってそのかばんを取り上げ、これを持ってホームに
2	行き、出発間際の電車に飛び乗っている。そして、C
3	は、甲からかばんを引っ張られた弾みで通路に手を付
4	き、手の平を擦りむいて、加療1週間を要する傷害を
5	負っている。この甲がかばんを取り上げる行為は、C
6	の反抗を抑圧するに足る「暴行」「を用い」た「強取」(2
7	36条1項)とするべきか、それとも「窃取」とするべきか
8	が問題となる。
9	(2) 甲は、年齢53歳、身長170センチメートル、体重7
10	5 kilogramsの男性である。一方、Cは、年齢35歳、
11	身長175センチメートル、体重65 kilogramsの男性で
12	ある。よって、甲とCは体格的にはほぼ同格であると
13	評価できる。しかも、年齢の若いCの方が体力的には
14	優っているともいえる。また、甲はCからかばんをその
15	持ち手を手でつかんで引っ張ることで取り上げており、
16	背後から不意に取り上げたというわけでもない。また、
17	Cは甲からかばんを引っ張られた弾みで通路に手を
18	付き、手の平を擦りむいているものの、身体に対して
19	重大な危険をもたらす行為というほどでもない。以上
20	からすれば、Cの反抗を抑圧するに足りだけの有形
21	力の行使が行なわれたとはいえず、「暴行」「を用い
22	て」「強取した」とは評価できない。よって、以下、窃盗
23	罪の成否を検討する。

1	(3) 甲はかばんを取り上げ、出発間際の電車に飛び乗
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	(4) しかし、甲はCが甲のかばんを盗んだものと思い込
10	
11	
12	
13	
14	甲はすでに窃盗が既遂になっている状態下での取
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1	同18分、改札口を通過してホームに向かう通路でC
2	に追い付き、Cに、「私のかばんを盗んだな。返してく
3	れ。」と言っている。Cは、甲を無視してホームに向か
4	おうとしたので、甲はCに、「待て。」と言ったが、Cが全
5	く取り合わなかったので、「盗んだかばんを返せと言っ
6	ているだろう。」と言って本件行為に及んでいる。以上
7	からすれば、取り戻しまでの時間は社会的に相当では
8	あるが、取り戻しに及ぶまでのCへの事情の説明が不
9	十分といえ社会的に相当とはいえない。よって、かか
10	る認識では違法性の意識の可能性がないとはいえず、
11	責任故意は否定されない。
12	(5) 以上により、甲にはC所有のかばんの窃盗罪が成
13	立する。また、甲はCに加療1週間を要する傷害を加
14	えている。甲には少なくともCへの暴行の故意は認め
15	られるので、Cに対する傷害罪(204条)が成立する。
16	3 罪数
17	建造物侵入罪と新薬の書類10枚の窃盗罪とは手段
18	と結果の関係にあり、牽連犯となる(54条1項後段)。C
19	所有のかばんの窃盗罪とCへの傷害罪は社会通念上
20	一個の行為として観念的競合となる(同前段)。これらは
21	併合罪となる(45条前段)。
22	第2 乙の罪責
23	1 乙は、甲に、新薬の「書類を持ち出して私に下さい」と

1.	述べ、これに対し甲は「分かった」と言っている。そこで、
2.	甲に新薬の書類10枚の窃盗罪の共謀共同正犯が成
3.	立しないかを検討する。
4.	2 乙は、甲に、「その書類を我が社の商品開発に活用し
5.	たい。成功すれば、私は将来、我が社の経営陣に加わ
6.	ることができる」と述べており、自己の犯罪として行なう
7.	意思が認められる。また、「その書類と交換に、私のポ
8.	ケットマネーから300万円を甲先輩に払いますし、甲先
9.	輩を海外の支社長として我が社に迎え入れます」と述べ
10.	ており、甲の犯罪行為を促進しており、客観的にも自己
11.	の犯罪として行なっている評価できる。以上から、乙は
12.	正犯であるといえる。もっとも、甲は「新薬開発部の部長
13.	だから、新薬の書類を自分で保管している」と乙に述べ
14.	ており、その後も自己の所属が変わったことを乙に告げ
15.	ていない。よって、乙は甲と業務上横領罪の共謀をして
16.	いるといえる。また、甲の窃盗当時には乙は業務上横領
17.	罪の故意しかない。そこで、乙に窃盗罪の共謀及び故
18.	意を認めてよいか問題となる。
19.	3 故意責任は、反対動機を形成したにも関わらず、あえ
20.	て当該行為を行なった非難可能性に本質がある。そうで
21.	あれば、実質的に重なり合う範囲で故意責任を認めるこ
22.	とができるし、一部実行全部責任を認めるに値するだけ
23.	の共謀も認められると解する。

1	4	甲は窃盗を行っており、乙の認識である業務上横領
2		とは、財産犯という点において実質的に重なり合っている。
3		よって、軽い窃盗罪の範囲で故意非難は可能である。
4		以上により、乙には新薬の書類10枚の窃盗罪の共謀
5		共同正犯が成立する。なお、建造物侵入罪については、
6		甲の行為当時、乙は甲が新薬開発部長であると思っ
7		たのであるから、建造物侵入罪の故意は認められず
8		成立しない。
9		第3 丙の罪責
10	1	甲は、甲のかばんをベンチに置いたまま待合室を出て、
11		自動券売機に向かって立ち、切符を買おうとしていると
12		ころ、丙はベンチに置かれた甲のかばんを抱え、待合室
13		を出ている。この場合、窃盗罪の成否を検討すべきか、
14		それとも占有離脱物横領罪(254条)の成否を検討する
15		べきか。甲が甲のかばんの占有を有しているかが問題
16		となる。
17		B駅は自動券売機に向かって立つと待合室は見えない。
18		しかし、甲はどこに甲のかばんを置いたかを把握して
19		いるので占有意思は認められる。また、たしかに、待合室
20		は、B駅の始発時刻から終電時刻までの間は開放されて
21		誰でも利用でき、1か所の出入口と自動券売機とは直線
22		距離で20メートル離れている。しかし、待合室は四方が
23		ガラス張りであり、利用していたのは当時、甲と丙だけで

1	ある。以上から、甲にベンチにある甲のかばんの占有の
2	事実がないとはいえない。よって、甲は甲のかばんを占
3	有している。そこで、以下、窃盗罪の成否を検討する。
4	2 甲のかばんは、時価2万円相当であり「財物」といえる。
5	そして、丙は、甲のかばんを抱え、待合室を出た時点で
6	甲から占有を移転したといえ「窃取した」といえる。また、
7	故意も認められる。
8	3 しかし、丙は、ホームレスの生活をしており、真冬の生
9	活は辛かったので、甲のかばんを持って交番へ行き、他
10	人のかばんを勝手に持ってきた旨警察官に申し出れば、
11	逮捕されて留置施設で寒さをしのぐことができるだろうと
12	考え、本件行為を行なっている。そこで、本件行為時に
13	不法領得の意思が認められるかが問題となる。
14	実際に丙は、待合室出入口から50メートルの距離に
15	ある交番に行き、警察官に、「駅の待合室からかばんを
16	盗んできました。」と言っている。しかし、50メートルも甲
17	のかばんを持って行けば、甲を排除する意思は認めら
18	れる。また、出頭目的で甲のかばんを警察官に呈示する
19	ことは、毀棄、隠匿とは区別される利用行為であるとい
20	える。よって、かかる認識を有していても不法領得の意
21	思は認められる。
22	4 以上により、丙には甲のかばんについて窃盗罪が成
23	立する。 以上